

長岡市告示第367号

市発行刊行物売払代金徴収事務委託に関し令和5年3月9日長岡市告示第97号で告示した内容に次のとおり変更があったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定に基づき、告示します。

令和6年6月10日

長岡市長 磯田達伸

1 委託事務の内容及び委託先

委託事務の内容	委託先
長岡市立西地域図書館、長岡市立南地域図書館、長岡市立北地域図書館及び長岡市立栃尾地域図書館の市発行刊行物売払代金徴収事務	東京都文京区大塚3丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子
長岡市立中之島地域図書館の市刊行物売払代金徴収事務	新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
長岡市立寺泊地域図書館の市刊行物売払代金徴収事務	NKS・TRC共同事業体 代表 吉田 琢哉

2 変更する事項

地方自治法改正による法令上の根拠規定の変更

3 変更内容

変更前 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）158条第1項

変更後 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項